

明治二十五年三月三十日 日刊(行政機関の休日休刊)
別三種郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産八七)

(告示)

- 市の境界変更の件(総務六二四、六二五)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(同六二六、六二七)
- 日本国に帰化を許可する件(法務五四五)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのウズベキスタン共和国の加人に関する件(外務六三二)
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのモルディブ共和国の加入に関する件(同六三三)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約へのアンゴラ共和国の加入に関する件(同六三三)

○学校教育法施行規則第六十九条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示(文部科学一四四)

○タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(農林水産一六一三)

○生糸の輸入に係る調整等に関する法律第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を定めた件(同一六一四)

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件(同一六一五)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の認定に関する業務を行う事業所の所在地の変更の届出があった件(同一六一六)

○保安林の指定をする件(同一六一七、一六一九)

○保安林の指定を解除する件(同一六一〇、一六三〇)

○保安林の指定実施要件を変更する件(同一六三一、一六三四)

○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録をした件(経済産業三三九)

○運輸審議会から各申があった件(国土交通一四〇六)

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(同一四〇七)

○航路標識に関する件(海上保安庁三〇六、三〇七)

○水路測量の実施に関する件(同三〇八)

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の事務所の所在地を変更する件(近畿地方整備局一六七)

(国会事項)

(人事異動)

内閣府 財務省 岐阜県

[官庁報告]

官庁事項

紛失された外交官等身分証明書の無効について(外務省)

一般船舶保障契約証明書の無効について(関東運輸局、中国同)

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示(宮崎労働局最低賃金公示四)

[資 料]

閣議決定等事項

四半期別GDP速報(一次速報)(平成十八年七、九月期)(内閣府)

[地方自治事項]

[公 告]

諸事項

官庁

押収物還付、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係、特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係

会社その他

表二十七商業実務専門学校東部リフレックススクール長田校商業実務高等課程本科の項の次に次のように加える。

専門学校神戸カレッジ・オブ・ファッション高等課程高等本科 平成十五年四月一日

表二十七辻村学園服飾専門学校服飾高等課程高等本科の項中「昭和六十二年三月一日」の下に「平成十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

表三十三岩田国家政高等専修学校家政高等課程洋裁学科の項中「昭和六十三年三月一日」の下に「平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加える。

表四十四赤塚学園造形美術専門学校文化教養高等課程造形美術科の項中「平成十三年四月一日」の下に「平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。」を加え、同表甲南ビジネス専門学校商業実務高等課程ビジネスコンピュータ科の項の次に次のように加える。

タラサイオン専門学校文化教養高等課程造形美術科 平成十八年四月一日

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百二十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワシ種、ナンドクマイ種、ビムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十八年十一月二十八日

一及び四の（ロ）中「ビムセンダン種」の下に、「マハチャノ種」を加える。 農林水産大臣 松岡 利勝

九 表示

三の（ロ）の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第二十号）第十条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定により当該農林水産大臣が定める額及びその適用期間を告示する。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣が定める額 一キログラムにつき 一九〇円 農林水産大臣 松岡 利勝

適用期間 平成十八年十二月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第六百十五号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成十八年十一月二十八日

Table with 4 columns: 農機具の種類・型式名, 合格番号, 依頼者の名称, 農機具の種別. Includes items like 農機具の種類・型式名: 合格番号: 依頼者の名称: 農機具の種別.

2 検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部農機課、地方農政局、大府府中農総合事務所、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第六百十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社アファス認証センターが認定に関する業務を行う事業所について、平成十八年九月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成十八年十一月二十八日

変更前の事業所の所在地

東京都中央区銀座五丁目十番十三号東洋精米機ビル

○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

- (一) 保安林の所在場所 福井県福井市浄教寺町四六字大谷二の三から二の五まで、六の四

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

- (一) 保安林の所在場所 大阪府茨木市大字上音羽一の二、二一五

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(十九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十四) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十五) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十六) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十七) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十八) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二十九) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十三) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三十四) 指定の目的 土砂の流出の防備

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表 一〇十六（略）</p> <p>十七 タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチヤノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>十八〇四十八（略）</p> | <p>別表二（第九条関係） （略）</p> <p>付表 一〇十六（略）</p> <p>十七 タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの</p> <p>十八〇四十八（略）</p> |

平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件新旧対照条文
 ○平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>一 植物及び地域 ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて、タイ王国のうち、タイ王国植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 生産地における消毒 (一) [略] (二) ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びブラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で二十分間消毒すること。</p> | <p>一 植物及び地域 ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実であつて、タイ王国のうち、タイ王国植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 生産地における消毒 (一) [略] (二) ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びブラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、生果実の中心温度を一定の上昇率で四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で二十分間消毒すること。</p> |

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包には、仕向地が日本である旨の表示がなされていること。